

とっとり子育て隊運営要綱

(目的)

第1条 子育てを他人のこととして考えるのではなく自らのこととして受け止め、県民一人ひとりが自分のできる子育て支援活動を実践していく、そういった子育て支援の機運の醸成を図るため、「とっとり子育て隊」を創設する。

(活動)

第2条 とっとり子育て隊の行う活動は、次のとおりとする。

(1) 個人

日常生活における次のような子育て支援活動

- ・妊婦の方に席を譲る。
- ・段差や階段でベビーカーを運ぶのを手伝う。
- ・子どもの預かり、送迎
- ・社会貢献活動（学校周辺の清掃、通学路の交通安全運動等） 等

(2) 団体（子育て支援サークル、特定非営利活動法人等）

団体の活動における次のような子育て支援活動

- ・子育て相談の実施
- ・親子の交流の機会の提供
- ・子育てに関する情報提供
- ・子どもの預かり、送迎
- ・社会貢献活動（学校周辺の清掃、通学路の交通安全運動等） 等

(3) 企業

企業の活動における次のような子育て支援活動

- ・社会貢献活動（学校周辺の清掃、通学路の交通安全運動、地域の防犯活動等）
- ・時間外勤務の削減
- ・育児休暇の取得促進
- ・鳥取県男女共同参画推進企業制度等への参加
- ・子育て応援パスポート事業への参加 等

2 とっとり子育て隊に登録された者（以下「登録者」という。）は、自主的に前項に掲げる活動を実践するほか、様々な機会を活用してとっとり子育て隊の制度紹介に努めるものとする。

(登録申請)

第3条 とっとり子育て隊への参加を希望する者は、「とっとり子育て隊登録申請書」（様式第1号）に活動内容等を記載し、鳥取県に登録を申請するものとする。

2 前項の申請の受付窓口は次のとおりとする。

区分	受付窓口
個人	市町村子育て支援担当課又は鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課
団体	市町村子育て支援担当課又は鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 団体の活動が単一市町村の圏域を越える場合には鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課とする。

- 3 鳥取県は、第1項の申請を受け付けた場合には、内容を確認し、登録者として適当と認められる場合には、登録簿に登載するとともに、「認定証」（様式第2号）を交付するものとする。
- 4 鳥取県は、登録者の同意を得て、登録者の情報をとりネットホームページに公開を行うものとする。
- 5 登録者は、登録事項に変更があった場合又は登録の抹消を希望する場合には、「とっとり子育て隊登録事項変更（抹消）届」（様式第3号）により鳥取県に届け出るものとする。
- 6 鳥取県は、登録者がとっとり子育て隊の活動を行わない等、登録者としてふさわしくない場合には、登録を抹消することができる。
- 7 登録者でなくなった場合には、「認定証」を返還しなければならない。
- 8 直接、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課で受け付けた個人・団体（団体の活動が単一市町村の圏域内のものに限る。）の申請に係る登録情報については、その住所地の市町村に情報提供を行うものとする。

（登録者の責務）

- 第4条 登録者が活動する際には、政治活動及び宗教活動を行ってはならないものとする。また、登録者の活動は、子どもの預かり、送迎を除いて営利を目的としない活動に限定する。
- 2 登録者が子どもの預かり、送迎を行う際には、損害保険に加入するよう努めるとともに、損害保険の加入状況等、事故が起こった場合の対応については、サービス利用者に対してあらかじめ説明を行うものとする。

（広報）

- 第5条 鳥取県は、とっとり子育て隊の活動内容について、ホームページ等を通じて広報に努めるものとする。
- 2 鳥取県は、広報を効果的に行う観点から、登録者の活動内容について情報提供を求めることがある。

（事務局）

- 第6条 とっとり子育て隊の事務局は、鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課に置く。

（その他）

- 第7条 この要綱に定めることのほか、とっとり子育て隊の活動等について必要な事項は、鳥取県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。